

【報告 2-1】

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要

軽減判定所得の基準額の引上げ

(第 22 条関係)

1 内容

均等割及び平等割を軽減する判定所得の基準額について、5割軽減の基準額は、被保険者の数に乘ずる金額を 29 万円に、2割軽減の基準額は、被保険者の数に乘ずる金額を 53.5 万円に引き上げることとした。

(1) 5割軽減の場合

43 万円 + (被保険者数) × 28.5 万円 以下

↓

43 万円 + (被保険者数) × 29 万円 以下

(2) 2割軽減の場合

43 万円 + (被保険者数) × 52 万円 以下

↓

43 万円 + (被保険者数) × 53.5 万円 以下

2 施行日等 令和 5 年 4 月 1 日 (令和 5 年度課税分から適用)